

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 九電工			コード	1959
提出日	2021/6/1		異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案（再任及び新任）が付議されるに伴い、取引関係等の記載を更新するため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	渡辺 顯好	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	倉富 純男	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	柴崎 博子	社外取締役	○										△				新任	有
4	道永 幸典	社外監査役	○										○				訂正・変更	有
5	吉迫 徹	社外監査役	○							△			○				新任	有
6	添田 英俊	社外監査役	○										○	○			新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の渡辺顯好氏は、トヨタ自動車九州株式会社の代表取締役社長等の職を務めておりましたが、2011年6月に代表取締役会長を退任し10年が経過しており、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。	異業種・他業界の代表取締役経験者として培った経営全般に関する豊富な経験と監督能力に加え、メーカーにおけるものづくりに関する知見に基づき、取締役会や経営会議において独立した客観的・専門的な視点から有益な助言を行うことにより、監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言及び発言が期待されることから、社外取締役として選任しています。
2	社外取締役の倉富純男氏は、西日本鉄道株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社株式の1.61%を保有する株主です。また、当社と同社の間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.1%未満であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。	異業種・他業界の代表取締役に従事しており、グループ経営に関する高い見識と監督能力に加え、地域経済に関する知見に基づき、取締役会において独立した客観的・専門的な視点から有益な助言を行うことにより、監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言及び発言が期待されることから、社外取締役として選任しています。
3	社外取締役の柴崎博子氏は、マツダ株式会社の社外取締役監査等委員です。なお、同氏は東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員を務めておりましたが、2018年3月に退任し3年が経過しており、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。	異業種・他業界におけるの営業、会社経営に関する豊富な経験から、当社の社外取締役として、新たな視点から取締役会等の会議において適宜有益な助言や提言を行うことにより、経営における重要事項の決定や業務遂行の監督等の職務に貢献することが期待できることから、新任の社外取締役として選任しています。
4	社外監査役の道永幸典氏は、西部ガスホールディングス株式会社(2021年4月、西部瓦斯株式会社より商号変更)の代表取締役社長 社長執行役員です。当社と同社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.2%未満であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を備えており、取締役会などにおいての発言を通じ、当社における監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社の監督体制のさらなる強化に向けた提言を期待し、引き続き社外監査役として選任しています。
5	社外監査役の吉迫徹氏は、九電産業株式会社の相談役です。なお、同氏は九州電力株式会社の代表取締役副社長を務めておりましたが、2016年6月に退任し5年が経過しております。当社と九電産業株式会社との間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.1%未満であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を備えており、経営全般に関する高い見識と監督能力を活かし、監査役として取締役の業務執行の監督と経営全般の監視を期待し、新任の社外監査役として選任しています。

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
6	社外監査役の添田英俊氏は、株式会社正興電機製作所の代表取締役社長です。当社と同社の間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の1.9%未満であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の各事項に該当しないことを確認しております。 また、当社出身の塩月輝雄氏（2010年4月当社執行役員、2015年3月当社上席執行役員退任、2015年4月九電工新エネルギー株式会社代表取締役社長、2016年3月同社代表取締役社長退任）が、2016年3月より株式会社正興電機製作所の社外監査役に就任しております。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を備えており、経営全般に関する高い見識と監督能力を活かし、監査役として取締役の業務執行の監督と経営全般の監視を期待し、新任の社外監査役として選任しています。

4. 補足説明

株式会社九電工 社外役員の独立性判断基準

株式会社九電工は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に独立性があると判断する。

社外役員本人、配偶者又は二親等以内の親族について

- (1) 現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前 10 年間に於いて当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の取引先であって、当社単体の直近に終了した過去3 事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社単体のその事業年度の売上高の2%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、若しくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者
- (3) 当社を取引先とする、当社単体の直近に終了した過去3 事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先単体のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高5%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者
- (4) 当社単体の直近に終了した過去 3 事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000 万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者）
- (5) 当社単体の直近に終了した過去 3 事業年度の平均で年間1,000 万円を超える寄付又は助成金を受けている団体等に所属する者
- (6) 実質的に当社の議決権の 10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者

【注記】 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。

※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※ 2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。